

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐賀市長から公共測量の作業の終了について次のとおり通知があった。

平成30年4月20日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影及び写真地図作成)
- 2 終了年月日 平成30年3月30日
- 3 作業地域 佐賀市